指定介護予防支援業務等の一部委託について

1 趣旨

指定介護予防支援業務(介護予防ケアプラン作成等)については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として、廿日市市の指定を受けて実施していますが、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託することができることとなっています。(法 115 条の 23 第 3 項)

委託する際、地域包括支援センターは、委託先の事業所名称、所在地、委託内容、期間について、市に届け出る必要があります。(介護保険法施行規則第140条の35第1項及び第2項)

市では、受領した届出書等により、委託先が指定居宅介護支援事業所であること、 及び、各地域包括支援センターの委託先が複数の事業所に分散していることを確認 しています。

指定介護予防支援業務等の一部委託について、中立性及び公正性の確保を図るため、令和3年7月31日現在の委託届出の結果について次のとおり報告します。

2 令和3年度の委託届出の結果について

令和3年度に地域包括支援センターが市に提出した「指定介護予防支援委託届出書」に記載され58事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所となっています。

委託の内訳については、別紙のとおりです。